【資料１１－１】

総合体育館及び北総合体育館　専用利用の調整基準

	専用（優先）	専用（一般）	
		市内団体専用	市外団体専用
団体区分	1　市及び教育委員会による優先利用 2　体育協会等による優先利用 3　相模原市中学校体育連盟による優先利用 4　当該施設の指定管理者及びネーミングライツスポンサーによる優先利用	１０名以上で組織され、構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学する者で、代表者が満２０歳以上のものである団体	１０名以上で組織され、代表者が成人である団体
利用申請受付	毎年９～１０月頃、翌年度の利用について利用調整を行い、その結果に基づいて予約を行う。	・全面利用 利用日の６月前から利用日の５日前まで、施設にて申請を受け付ける。	・全面利用 利用日の１月前から利用日の５日前まで、施設にて申請を受け付ける。
		・全面利用 利用日の４月前から利用日の３日前まで、施設にて申請を受け付ける。	・全面利用 利用日の１月前から利用日の３日前まで、施設にて申請を受け付ける。
利用可能コマ数	大会等による利用は、総合体育館については、年間１８０日程度、北総合体育館については、年間１００日程度とする。 上記の範囲に加え、各月の土曜日、日曜日及び祝日のうち、２日相当分以上を　相模原市立総合体育館専用利用申請要綱第３条に規定する申請のために確保するものとする。		

※　原則として本表に掲げる基準に基づき専用貸出を行うが、詳細については管理を開始する前に教育委員会と協議するものとする。